



配偶者の雇用保険

第 264 回

福本さん：みらい先生、こんにちは。私はこれまで海外で単身赴任でしたが、妻の退職後はこちらで同居を始められそうです。海外にいと、雇用保険の失業等給付は受けられないというのは本当ですか？

みらい：こんにちは、福本さん。奥様が海外に居住している間はもらえないのは事実ですが、海外赴任が終わって帰国した後にもらえる可能性はありますよ。退職の理由は、福本さんの海外赴任に帯同するためなのですね？

福本さん：はい。本当は赴任と同時に妻もこちらへ来たかったのですが、引き継ぎなどがあって、今は別居となっています。帰国後に給付が受けられることは知りませんでした。詳しく教えてください。

みらい：はい。まず、奥様ですが、退職される前 1 年間に 6 か月以上雇用保険に加入されていますか？

福本さん：はい、3 年以上加入しています。

みらい：そうすると、退職後に雇用保険の受給期間延長という手続きを行えば、最大で 3 年間（通常の受給期間の 1 年を加えると合計で 4 年間）まで、雇用保険を受給できる期間を延長することができますよ。

福本さん：ということは、私の赴任期間はあと 2 年半なので、延長手続きをして、予定通り帰任できれば、帰国後に妻は給付を受けられますね。

みらい：はい。失業の状態ですぐに働けるということとをハローワークに認めてもらうことは必要ですが。

福本さん：給付される可能性があることが分かって、少し安心しました。延長の手続きについて詳しくお聞きしてもいいですか？

みらい：もちろんです。雇用保険の受給期間延長の手続きは、郵送でもできますし、日本にいる親族にお願いすることもできます。日本での住所地を管轄するハローワークが申請先です。退職の翌日から 30 日経過した後、できるだけ早く申請することをおすすめします。

福本さん：できるだけ早くとは、どのくらいですか？

みらい：通常は 1 か月以内です。というのも、あまりに申請が遅くなると、受給期間延長を行っても、給

付を全て受給できない可能性があるからです。

福本さん：わかりました。できるだけ早く申請できるように準備しておきたいと思います。手続きにはどんな書類が必要ですか？

みらい：離職票（退職した会社から退職後にもらいます）、受給期間延長申請書（ハローワークにあります）、福本さんの海外赴任を証明できる書類（辞令のコピーで可）などが必要です。事前にハローワークで確認しておくといいでしょう。

福本さん：わかりました。確認しておきます。

みらい：出国日が分かる書類も必要になるので、奥様が出国する時には、パスポートに出国のスタンプを押してもらうことを忘れないようにしてくださいね。

福本さん：顔認証ではダメなのですか？顔認証ゲートの方が早く出国できるのでよく使っているのですが。

みらい：はい。顔認証ゲートを利用すると、パスポートに出国のスタンプが押されませんので、出国日が分かる書類は入国管理局へ開示請求して取り寄せる必要が出てきます。この手続きは、郵送でもできますが、発行されるまで時間がかかりますし、請求は本人に限られていて、家族が代理できません。パスポートに出国のスタンプを押してもらう方が簡単で早く受給期間延長の手続きができるのでおすすめです。

福本さん：ありがとうございます。ついうっかりスタンプなしに出国してしまいそうなので、妻にしっかり伝えます。ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

（本社：東京都中央区・国内 9 拠点）

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）

JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/